

公益財団法人兵庫県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.hyogo-sports.jp/overview/>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	令和5年度から令和9年度の5カ年の計画である『中長期ビジョン2023-2027』を策定し、公表(令和5年7月)している。 < 中長期ビジョン： https://www.hyogo-sports.jp > この計画では、国の「スポーツ基本計画」(令和4年度～令和8年度)及び本県の「兵庫県スポーツ推進計画」(令和4年度～令和13年度)の内容を踏まえ、「競技スポーツの推進」「生涯スポーツの推進」「スポーツ施設の管理運営」「学校給食・食育支援事業の推進」「組織運営体制の整備・充実」に向けて、10年後の姿を見据えた前半5年間に取り組むべき施策・事業方針を明らかにしている。 中長期ビジョンの実現に向け、毎年度の「事業実施計画」を策定するとともに、点検シートを作成し、各取組の点検・評価等フォローアップにあたっている。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員等、スポーツ少年団登録者など本協会主催事業の運営に関わる者及び参加者等については、倫理規程において、遵守すべき事項や違反した際の処分等について定めている。 加盟団体については、加盟団体規程において、遵守すべき事項や違反した際の処分等について定めている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備し、HPで開示している。 < 定款 : https://www.hyogo-sports.jp/overview/teikan.html > < 各種規程 : https://www.hyogo-sports.jp/overview/ >
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関する「役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規定」及び職員に関する「職員給与規程」「職員旅費規程」を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章（第7条～11条）において当協会の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	定款第5条において、加盟団体及び会員の範囲・手続等の必要事項に関する規則を定めており、負担金等規程において、加盟団体等の負担金等について定めている。 また、スポーツ少年団登録規程第3条及び同施行細則第2条において、登録者の範囲・手続等の必要事項に関する規則を定めている。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当協会では代表選手の選考を行っていないため、この項目は該当しない。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	原則3 (2) ④のとおり、外部監査法人の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 また、当協会監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 さらに、財務・経理処理において、法令及び当協会規程に則った処理が行われているか、同外部監査法人による監査を受けるとともに、当協会監事による、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	県や助成元における要項などの定めに沿って適切に処理し、加盟団体等への補助金の交付にあたっては、本協会補助金交付要綱を制定し、適切に処理している。 また、当協会の経理諸規程（下位規程含む）の定めに基づき、手続や科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 さらに、倫理規程において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には、厳正に必要な処置をとることとしている。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 また、事業・決算報告書をHPで開示している。 < 事業・決算報告書： https://www.hyogo-sports.jp/overview/ >
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当協会では代表選手を選考することがないため、この項目は該当しない。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会のGC遵守状況を令和8年9月7日にHPで更新した。 < GC遵守状況： https://www.hyogo-sports.jp/overview/ >
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程を制定し、権限関係を明確にするとともに当協会の監督内容を定めている。 また、事務局内に加盟団体のガバナンス改革、経営強化等に関する総合相談窓口を設置し、組織運営体制の整備充実に向けたアドバイス等の支援を行っている。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体を対象に研修会を実施しており、その内容については、加盟団体を通じ、その下部団体等へも周知を図っている。